

機器仕様書

1 名称 カード券面印字システム賃借

2 機器の条件

個人番号カードに対応可能で、次の機能を有するものとする。

(1) 機器構成

次の各条件に合った機器を用意すること

- ア Windows 11 のパソコンで稼働するソフトウェア及び入出力機器であること。
- イ パソコンは任意のもので稼働でき、1台のパソコンにソフトウェアをインストールできるライセンスを含むこと。
- ウ 入出力機器の接続は、USB 2.0規格での接続をすることとし、その接続ケーブルも用意すること。
- エ 入出力機器本体はICリーダー、スキャナー、カードプリンタが一体になった装置とし、設置スペースを幅210mm奥行き500mm以内とすること。

(2) システムの機能

次の各項目の機能を備えていること。

- ア 真贋判定及び券面印字ができること。
- イ 個人番号カードを装置に挿入した後に、ICチップの読み取り、表裏券面の画像スキャニング、券面印字までの一連の処理を対応カードを取り出さずに行えること。
また、個人番号カードを装置に挿入した際に、向きや表裏が適切でない場合、自動で認識し券面印字を行わない機能があること。
- ウ 個人番号カードの券面サインパネルの位置を自動認識し、印字位置を確定できること。なお、券面サインパネルに文字が記載されている場合、記載文字を検出し、自動的に次の行から開始する機能を有すること。
- エ 個人番号カードのICチップ内に登録されている氏名、住所等の情報をそのまま印字できること。
- オ 住所データ等について、CSVファイルからの外部取り込み機能があること。

- カ 電子公印データを保存し、自動押印印刷を行う機能を有すること。また設定により押印印刷をしない選択が設定できること。
- キ 挿入したカードの券面スキャンデータを含んだ作業記録表を任意のネットワークプリンター等に印刷する機能を有すること。
- ク 1枚前のカードで入力した内容を次に挿入したカードの印刷内容として利用することができること。
- ケ 個人番号等の機微情報が記載されている箇所をマスキングし、画面上や画像保存時に見えない状態にできること。
- コ 印字文字入力時に定型文が挿入された雛形を使用することで入力が簡略化できること。また、雛形の追加、編集、削除が可能なこと。
- サ 既存の住民基本台帳システムから抽出された文字(フォント)を取り込むことができ、印刷できること。
- シ 印字した内容や印字前後のスキャン画像を記録表としてプリント出力できること。

3 設置場所及び台数

甲府市市民部市民総室市民課(本庁舎2階) 6台

4 貸借期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日

5 設計条件

36か月のリース料率による料金

6 その他

- (1) 契約期間内において、システム障害の対応及び保守を行う。
 - ア 契約機器の障害に起因する動作不良への処置及び改善作業
 - イ 契約機器の障害に対する修復及び現状復帰作業
- (2) 保守の手法
 - ア 障害発生時に常時連絡が可能な体制を整備し、連絡があった場合には、設置場所に速やかに技術者を派遣し、訪問保守対応すること。
 - イ 障害発生時及び障害対応時には報告書を提出すること。
- (3) 点検、調整の結果、有償で修理が必要とされた場合には別に支払う。ただし正常な使用状態で不具合が発生した場合、引渡し日より1年間は無償保証機関とし、保守契約期間は3年間とする。
- (4) 設置に係る費用及び貸借期間終了後の機器の撤去の費用を含む。

- (5) 本契約は、「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。
- (6) 機器は新品とする。
- (7) 設置の日次に関しては市民部市民課と協議の上、決定する。
- (8) 甲府市が指定する納品場所に設置・セットアップを行った上、基本的な動作確認を実施すること。
- (9) 納入にあたり、各種の届出等が必要な場合は、受注者の責任において納入前に完了しておくこと。ただし、やむを得ない場合は、事前に甲府市に申し出て指示に従うこと。
- (10) 業務の処理中に知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (11) 今回の契約は賃貸借契約となるため、機器等の所有権は賃貸者に帰属するものとする。
- (12) その他、定めのない納入等に関する事項について問題が生じた場合は、甲府市と受注者が誠意をもって協議し、決定すること。